平成３０年（フ）第３９号
岐阜市鷺山2020番地１（野村ビル　203号室）、前住所岐阜市宇佐南１丁目15番２号
債務者　倉持　良明
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８０８号
名古屋市緑区鳴子町２丁目48番地　タカネハイツ102号
債務者　岡田　直子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９６４号
愛知県尾張旭市東大道町原田2672番地96
債務者　伊佐　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０３７号
名古屋市西区大野木３丁目34番地　ファミール豊島１Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区大塩町２丁目57番地　アペックス大塩101号
債務者　森　慎太郎
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２号
名古屋市千種区春岡１丁目27番28号　富士レイホービル第３　203号
債務者　野口　桂佑
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９９号
大津市雄琴３丁目21番13号
債務者　久場　梨沙
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３号
滋賀県甲賀市水口町貴生川２丁目100番地一201号
債務者　中井明日香
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
大津市坂本５丁目13番１号　真盛園
債務者　林田　幸蔵
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３２号
滋賀県草津市木川町881番地４
債務者　大里　典子（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３５号
兵庫県姫路市市川台２丁目１番地市営市川住宅６棟606号
債務者　水谷　眞代
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４２号
兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目７番５―102号
債務者　菅原　大輔
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４４号
兵庫県姫路市青山北３丁目19番22号
債務者　福田　吉文
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５２号
兵庫県姫路市砥堀345番地１、従前の住所兵庫県神崎郡市川町神崎51番地　１号棟
債務者　牧野みゆき
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永1175番地１　レジデンス幸302号
債務者　竹田　浩文
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第７号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳407番地
債務者　宮田　政秀
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１０号
福岡県直方市大字頓野2307番地９　県住14―305号
債務者　高野　孝一
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第８４２号
東京都練馬区大泉町４丁目５―15―103
債務者　池田　道夫
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部